

渚滑川水系河川整備計画【国管理区間】（原案）に関する
渚滑川河川整備計画検討会及び関係住民の方々から
寄せられたご意見について

平成 22 年 1 月

北 海 道 開 発 局

平成 20 年 6 月 11 日に国土交通大臣により渚滑川水系河川整備基本方針が策定されたことを受け、北海道開発局では渚滑川水系の国管理区間における今後概ね 20 年間の整備に関する事項を取りまとめた河川整備計画を策定するべく、平成 21 年 6 月 19 日に学識経験を有する者からご意見をいただくために渚滑川河川整備計画検討会（以下「検討会」という。）を設置し、様々な視点からご意見をいただきました。

また、関係住民の方々のご意見をいただくために、平成 21 年 6 月 23 日～7 月 27 日にわたり渚滑川水系河川整備計画【国管理区間】（原案）（以下「河川整備計画（原案）」という。）を縦覧した上でインターネット、FAX 等を通じて河川整備計画（原案）に対するご意見を募集するとともに縦覧期間中の平成 21 年 7 月 7 日～8 日には流域の 2 か所（紋別市役所渚滑出張所及び上渚滑支所）において河川整備計画（原案）の地域説明会を開催しました。この期間中に河川整備計画（原案）に対するご意見が 2 件寄せられました。なお、公聴会については公述の希望がないことから行わないこととしました。

関係住民の方々に広く河川整備計画（原案）の内容や検討会での議論の状況を知っていただくために、網走開発建設部ホームページに渚滑川水系河川整備計画のコーナーを設置し、検討会における議事内容及び関連資料を公表して参りました。

今回、検討会からのご意見と縦覧・意見募集期間内に寄せられたご意見について、渚滑川水系河川整備計画【国管理区間】（案）（以下「河川整備計画（案）」という。）における反映状況等をご説明します。

なお、これらのご意見等につきましては、網走開発建設部ホームページ（http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/kasen/keikaku_shokotsu/boshu.htm）に掲載しています。その際、個人情報等につきましては、公表を差し控えさせていただきました。

検討会の委員各位並びに関係住民の皆様からは、多くの貴重なご意見をいただきました。ご協力誠にありがとうございました。

■ 検討会の開催

第1回：平成21年6月19日(金) 紋別セントラルホテル

第2回：平成21年8月19日(水) 紋別セントラルホテル

開催状況



第1回



第2回

■ 河川整備計画（原案）の縦覧

【縦覧期間】

平成21年6月23日(火)～平成21年7月27日(月)

【縦覧箇所】

紋別市役所、滝上町役場、網走開発建設部本部、網走西部河川事業所

【意見数】

2件

■ 河川整備計画（原案）に関する地域説明会

平成21年7月7日(火) 紋別市役所渚滑出張所 参加者6名

平成21年7月8日(水) 紋別市役所上渚滑支所 参加者7名

開催状況



紋別市役所 渚滑出張所



紋別市役所 上渚滑支所

渚滑川水系河川整備計画の策定までの流れ



河川整備計画（原案）に対して、検討会及び関係住民の方々から寄せられたご意見について分類し、同趣旨と考えられるご意見を整理・集約しました。

なお、文中において、○は委員会からのご意見、●は関係住民の方々から寄せられたご意見、青色の箇所（P△）は河川整備計画（案）（http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/kasen/keikaku_shokotsu/plan.htm）における該当頁数を表しています。

(河川整備の基本理念)

○基本理念にある「地域の暮らしや歴史・文化との調和」や「市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和」、「自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成」などの格調高い表現が整備計画の中で具体的に反映されるよう記載すべき。

渚滑川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、渚滑川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに市街地や畑作地帯及び森林地帯と調和した渚滑川らしい水辺景観の保全・形成に努める (P23) としている景観に関する記載については、河川整備計画 (案) 2. 「河川整備の実施に関する事項」の中で具体的に次の通り例示します。

渚滑川は、中渚滑から渚滑の市街にかけて、捷水路工事等河川工事と併せて築かれた堤防と豊かな山付林の間を流下し、高水敷は地域の主要な産業である酪農を支える牧草地として利用されている。それら地域の景観と調和する渚滑川らしい河川景観の保全に努める (P33)。

自然環境と共生する持続可能な地域社会の形成については、多様な生物が生息する渚滑川が有する良好な景観や自然とのふれあいの場としての機能を保全するとともに、河畔林が洪水の安全な流下等に支障を及ぼさないよう治水面との整合を図りつつ、これらの機能の保全を考慮した河川の整備や管理 (P32) を行うこととします。

ご指摘を踏まえて、アンダーラインの部分の記述を加筆・修正します。

○河川整備において、河川流域と沿岸域との結びつきを特に配慮した河川整備や管理をす旨を理念として明記すべき。

河川流域と沿岸域との結びつきについて、広大な森林、酪農を中心とした豊かな農業地帯が広がり、オホーツク海沿岸は水産資源に恵まれホタテ等の全国有数の産地となっているほか、流域にはオオワシ、オジロワシ等の希少な生物が生息し、サケ、サクラマスが遡上するなど豊かな自然環境に恵まれている (P22) こととしています。

そのため、山地から沿岸域までの流域、水系一貫の視点を持ち、北海道や関係市町の施策と整合を図り、市街地の発展や農地の利用状況、豊かな自然環境等を踏まえた上で、その状態の変化に応じた順応的管理 (アダプティブ・マネジメント) に配慮しつつ、総合的、効果的に推進する (P22) こととし、また土砂移動に関する情報は、山地から沿岸域まで流域、水系一貫の視点を持つことに留意し、関係機関との情報共有に努める (P36) こととしています。

ご指摘を踏まえて、アンダーラインの部分の記述を加筆・修正します。

(洪水を安全に流下させるための対策)

- 渚滑川は84km、高低差があり急流河川の暴れ川で下流に住む住民として、洪水対策に万全を尽くしてもらいたい。
- 渚滑川記念橋下KP18.80～19.60の掘削は、環境保全の観点から好ましくない。掘削以外の方法を考えていただきたい。
- 生物の多様性を考えると、自然に近い状態がベストであり、護岸で固められた川は容認出来ませんが、補強として必要であれば行うべき。そこに住む住民の安全、安心の方が重要であり、早期の河道掘削、築堤補強、嵩上げ^{かさあげ}を強く要望します。
- 洪水対策について、新記念橋手前から道道立牛線の外側に新堤防を築いていただきたい。
- 下流の渚滑古川は内水河川であり、排水ポンプ車の整備を行っているが、抜本的対策が必要で、北海道との連携が必要でしょう。

洪水による災害発生の防止又は軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた目標に向けて段階的に整備を進めることとし、渚滑川流域に被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成10年9月洪水の流量を安全に流すことを目標とする(P25)こととし、目標流量を安全に流下させるため、治水・利水・環境の観点、社会的影響及び経済性等を総合的に検討した結果、河道改修により対処する(P25)こととしています。また、迅速かつ効果的な洪水対応や危機管理対策を行うため、観測設備、監視カメラやテレメータ等を整備し、水位、雨量、画像等の河川情報を収集し、その情報を関係自治体等へも伝達し、水防活動や避難誘導等への支援を図る(P31)ほか、洪水時の河川の状況及びはん濫の状況を迅速かつ確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をインターネット等によりわかりやすい情報として伝達する等、様々な情報を共有する体制の確立に努め(P43)ることとしています。

河道の掘削にあたっては、河岸侵食による土砂供給を防ぐため植生の回復などによる河岸の保全を行うなど、河道の安定性に配慮するとともに、魚類や鳥類等の生息・生育・繁殖の場となっている水際部、瀬と淵、河畔林等の保全に努める(P27)こととしています。

堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する(P27)こととしており、実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める(P27)こととしています。なお、堤防の嵩上げによる対策は計画高水位を上げることであり、洪水時の水位上昇による破堤の危険性を大きくし、また内水排水の問題等も生じるため、好ましくありません。

記念橋より上流の区間については、河道及び周辺の土地利用状況を踏まえ、地域の実情に応じた方法により被害の軽減を図る(P27)こととしております。

渚滑古川の内水対策としては、これまでに北海道等の関係機関と連携し、排水ポンプ車による内水排除のための釜場等を整備したところです。この釜場を活用するなど、内水被

害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る（P25）こととしています。

（樹木の管理等）

- P32 図 2-5 について、伐採した分の復元が必要。また植樹した木には枝打ちが必要。その際には、水位上昇を招かないような対策が必要。
- P40 図 2-5 について、間引き、枝打ちをした絵にすること。

ご指摘を踏まえ、P32 図 2-5、P40 図 2-10 について修正します。

（危機管理体制の整備）

- 危機管理体制について、住民、関係機関、行政含めた連携体制がポイント。
- 特にこの地域は高齢化が進み、ひとり暮らしの方も多く、救助体制の整備が必要。

地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制及び連絡体制の一層の強化を図る（P43）こととしています。

具体的には、水防活動を迅速かつ円滑に行うため、自治体と関係機関、河川管理者からなる「網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会」を定期的で開催（P42）するとともに、洪水時には水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行う（P42）こととしています。また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水災防止活動を支援する（P43）こととしています。

- これからの河川管理の中でもリアルタイムの情報提供が重要であり、防災時だけではなく日常的にそういう情報提供をしていくことが重要。原案P43の上の図2-11に記載されるインターネットや携帯電話を活用した情報提供の部分を文章に追記すべき。

雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報については、インターネット等の情報通信網等を用い、関係機関及び住民に幅広く提供する（P42）こととしています。

災害情報の提供に関するインターネット等の活用について、洪水時の河川の状況及びはん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位等の河川情報をインターネット等によりわかりやすい情報として伝達する（P43）こととしています。

ご指摘を踏まえて、アンダーラインの部分の記述を加筆・修正します。

(多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全と形成)

●ケショウヤナギがそれほど重要なのか疑問。

渚滑川その他、長野県上高地(梓川)と十勝川等に分布し、国内では分布が非常に限定されるケショウヤナギ(P17)は、環境省が絶滅の危険が増大しているとしてレッドデータブックに定めている種であり、ケショウヤナギの生育環境に配慮していく必要がある(P21)ものです。

OP17の「山付き部の河畔林はオジロワシ、オオワシ等の猛禽類が止まり木として利用している」について、水辺も含めた河畔林全体を指す表現とすべきなので、P18の「河畔林を休憩地、採餌地として利用している」と同じ表現に修正したほうがよい。修正にあたっては、オオワシ、オジロワシの両方を記載すること。

○川沿いの山林の規制状況および重要性について記載を検討すること。

○オオワシの記載について、IUCNのレッドリストへの記載がある他、渚滑川は重要な位置づけなので、記載に配慮すべき。

○希少種のオオワシ等に工事をする時期、工法によっては大きく影響を与えるので配慮を記載できないか。

鳥類の木の利用について、鳥類はオオワシ、オジロワシ等の猛禽類の他、オオジシギ等の多様な鳥類が良好な水辺や河畔林及び川沿いの山林を休憩地、採餌地として利用している(P17)としているほか、鳥類はオオワシ、オジロワシ等の猛禽類に加え、カワアイサやカワセミ等の多様な鳥類が良好な水辺や河畔林及び川沿いの山林を休憩地、採餌地として利用している(P18)としています。

川沿いの山林の規制状況については、現在、広範囲にわたり保安林指定の手続き中とのことです。また、川沿いの山林については、特に渚滑川に沿った山付林はオオワシの越冬環境として重要な役割を担っている(P17)としています。

オオワシの記載については、猛禽類の中では、オオワシは世界的にも貴重性が指摘されている上、渚滑川は重要な生息の場となっている(P18)としています。

河川整備の実施に当たっては、猛禽類の営巣状況や越冬状況等への影響が考えられる場合、これらに十分配慮し、施工時期、施工方法等の検討を行う(P32)こととしています。

ご指摘を踏まえ、アンダーラインの部分を加筆・修正します。

○P32の2-1-3(1)の表題「河畔林の保全、河岸の多様化」を河岸に限らない表現とすべき。
○「動植物」という表現では菌類など含まれないものがあるため、「生物」にしてはどうか。

P32 図 2-1-3(1)の表題について、[多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全と形成 \(P32\)](#)とし、本文において「動植物」を「生物」に修正することとしました。

(人と川とのふれあいに関する整備)

○人と川のふれあいについて。渚滑本川のような大きな川には危険な場所もあり、川に近づかないよう指導しているが、水辺空間の安全が確保されることで学校教育の環境面にも活用できることから、「安全」の文言を追記すべき。

水辺空間の安全確保について、[自然とのふれあい、釣りなどの河川利用、環境学習の場等として安全に活用できるよう、沿川の自治体の河川に関連する取り組みや地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映した河川整備に努める \(P34\)](#) こととしています。

また、渚滑川は、これまでも地域住民の憩いの場や自然体験学習の場として[安全に利用](#)されており、引き続き関係自治体等と連携し、これらの機能が確保されるよう努める (P45) こととしています。

ご指摘を踏まえて、アンダーラインの部分の記述を加筆・修正します。

(モニタリング、アダプティブ・マネジメント)

○工事前、工事中あるいは工事が終わった後のモニタリングが必要。

モニタリングについて、[河川整備に当たっては、河川の状況や河川環境等についてその影響の把握が必要とされる項目について事前・事後調査を実施し、調査、研究成果等の保存・蓄積に努める \(P36\)](#) こととしています。

ご指摘を踏まえて、アンダーラインの部分の記述を加筆・修正します。

○河川整備計画は当面20年。長い期間なので、アダプティブ・マネジメントというのが非常に重要。

○P25の「今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川状況を変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済状況の変化等にあわせ」と具体的に記載されている中でも環境の変化や生物の多様性の変化については記載すべき。

○P36の「事前・事後調査」の中に生物の生息状況や環境の変化、多様性の維持についても含まれる表現にすべき。

アダプティブ・マネジメントについて、持続的に河川の変化を把握・分析し、その結果を河川カルテなどに取りまとめるとともに、データベース化することにより、今後の適切な維持管理や河川工事の実施につなげる（P35）こととしています。

また、今後の災害の発生状況、河川整備の進捗、河川環境や河道の変化等の河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うもの（P25）とすることとしています。

同じく、河川整備に当たっては、河川の状況や河川環境等についてその影響の把握が必要とされる項目について事前・事後調査を実施し、調査、研究成果等の保存・蓄積に努める（P36）こととします。

ご指摘を踏まえて、アンダーラインの部分の記述を加筆・修正します。

以 上